

災害救助法の一部を改正する法律案要綱

第一 災害救助法の一部改正

一 救助実施市の長による救助の実施

1 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において政令で定める程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、当該救助実施市の長が行うものとする。

2 1の指定は、内閣府令で定めるところにより、1の救助を行おうとする市の申請により行うものとする。

3 内閣総理大臣は、1の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、1の指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならないものとする。

（第二条の二関係）

二 都道府県知事による連絡調整

都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した政令で定める程度の災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

(第二条の三関係)

三 救助に要した費用の支弁区分

救助実施市の長による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、当該救助実施市が支弁するものとする。

(第十八条関係)

四 国庫負担

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が政令で定める額以上となる場合において、その一部を負担するものとする。

(第二十一条関係)

五 災害救助基金

1 救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない

ものとする。

2 災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。

）の区分に応じて定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合においては、都道府県等は、政令で定める金額を当該年度において積み立てなければならないものとする。

3 災害救助基金が2の最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができるものとする。

（第二十二条、第二十三条及び第二十九条関係）

六 その他所要の改正を行うものとする。

第二 附則

一 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとともに、その他施行について所要の規定を設けるものとする。

（附則第一条関係）

二 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

（附則第二条から第四条まで関係）